

利用規約

ジャパンヘルスデザイン株式会社(以下「当社」という)が提供するオフィスサブリーフサービス(以下「本サービス」という。)の利用者(以下「利用者」という。)は、本サービスの利用及び申込みにつき、次の通り利用規約(以下「本利用規約」という。)に従うものとする。

第1条(本サービスの提供)

当社は、本サービス、すなわち、本利用規約の定めに従って、利用者の従業員又は本配送場所(第3条に定義する)において利用者の業務に従事する者(以下、まとめて「従業員等」という)が、当社の提供する商品(以下「本商品」という)を消費することを目的として、本商品を利用者へ販売・配送するサービスを提供し、利用者は第7条に従って、本サービスの利用料金の対価(以下「本サービス利用料金」という)を支払う。

第2条(本サービスの利用申込み)

1. 利用者は、当社が別途定める「オフィスサブリーフお申込みフォーム」(以下「本申込書」という)に必要な事項を入力し、利用者が本申込書の申込ボタンを押下すること、もしくは当社に送付することにより、本サービスの利用を申込みものとする(以下「本利用申込み」という)。
2. 前項の定めに従った本利用申込みに対する当社による承諾は、電子メールもしくは書面にて、本利用申込みを承諾した旨通知する方法により行う(以下、本項に定める承諾により成立する、本利用規約に従った契約を「本契約」という)。
3. 利用者は、本申込書に入力した内容に変更が生じた場合には、速やかに当社に通知するものとする。

第3条(本利用申込みの取り消し)

当社は、以下の各号の定める場合は、本利用申込みを取り消すことができるものとする。

1. 本申込書に「お届け先」として記載された配送場所(以下「本配送場所」という)が、当社が別途定める本サービスの利用区域外である場合
2. 本利用申込み以前に、当社に対する不法行為があった場合
3. 本申込書に入力された内容を含め、本サービスを申し込む際に利用者が当社に伝えた内容に、真実と異なる記載がある場合、又は重大な記載漏れがある場合
4. 利用者が第16条に違反する者である場合
5. 利用者に公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為が認められる場合
6. その他、本契約を継続しがたい重大な事由が利用者中存在する等、当社が利用者による本サービスの利用を不適当と判断する場合

第4条(商品棚及び本集金箱の設置)

1. 当社は、本契約成立後、利用者に対し、商品棚及び本サービス利用料金を回収するためのQRコードもしくは集金箱(以下「本集金箱」という。)の設置を推奨するが、この限りではない。
2. 本集金箱及び商品棚は当社が初回無料にて利用者へ提供する。
3. 本配送場所に本集金箱が設置されていない場合、当社は、本商品の配送を含め、本サービスの提供を停止することができる。また、当社は、独自の判断により本集金箱を本配送場所内の適切な場所に設置することができるものとする。但し、本集金箱の設置が必要のない場合や、両者協議の上で設置しないことを決めた場合はこの限りではない。

第5条(本商品の配送・回収)

1. 当社は、本利用規約書に記載のある利用開始日より翌々月の第二木曜日までに、当社が指定する本商品をあらかじめ当社と利用者の取り決めにより算出された数量及び本配送場所に配送し、本商品を納めるものとする。
2. 本条一項の定めに従って新規に本商品を配送した際、前回以前に納品した本商品を確認し、品質管理基準に準じないものが残っていた場合、当社はこれを利用者へ代わって回収するものとする。但し、利用者とは当社間において合意された場合は、この回収方法に限らない。
3. 利用者は、本商品が明らかに傷んでいる等、消費することが適切でないと考えられる場合に限り、本商品を自ら廃棄することができる。その場合、利用者は、当社に対し、事前又は事後に、本商品を廃棄する旨を連絡するものとする。本項に従って廃棄された本商品については、第7条における本サービス利用料金の計算において、納品数から減算するものとする。この場合、当社は利用者に対し、1ヶ月以内に代替品を納品する。
4. 商品補充時に瑕疵が発見された場合など、本商品をあらかじめ当社と利用者の取り決めにより算出された数量を下回る事象が生じた場合、1ヶ月以内に代替品を納品するものとする。
5. 台風や降雪、大地震などサービス提供が困難な場合、当社の判断に

より利用者へ連絡の上でサービスの提供を一時的に休止することができるものとする。それにより納品数量に不足が生じた場合はサービス提供が困難な原因が解決されたのち1ヶ月以内に不足数量を満たすものとする。またサービス再開までの間、当社は利用者へ、すでに配送された本商品の管理の協力を依頼することがある。その際、利用者はできる限りの協力をするものとする。

6. 利用者は当社と予め決定した日に納品の対応ができない場合は、2週間以上前に当社にその旨連絡するものとする。当社は指定した場所に商品を配達したにも関わらず、利用者が連絡なく留守などの場合は、納品は行わないものとする。それにより納品数量に不足が生じたとしても本サービス利用料金を通常通り請求できるものとする。
7. 祝日や利用者の休業などにより、利用者とは予め決定した日にサービス提供ができない場合、当社は配送する本商品の種類、および配送数量を調整できるものとする。

第6条(従業員等による本商品の消費)

1. 利用者は、従業員等に対し、本商品を消費する際には、前条に従い利用者へ交付される本商品に応じた金額を、本決済箱にて支払う旨を周知徹底させ、本商品の単価について周知の協力をしなければならない。
2. 但し、前項の規定に関し、利用者が本商品代金の全てを従業員等に代わって支払う場合はこの限りではない。

第7条(本サービス利用料金の支払い)

1. 本サービス利用料金は、あらかじめ当社と利用者の取り決めにより算出された金額を基本とする。
2. 当社は、本サービス利用料金にかかる請求書を、開始月の二ヶ月前までに利用者へ送付する。利用者は、同請求書に基づき、本サービス利用料金を開始月前月末日までに、当社が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。その後は、毎月月末に、次月納入予定の月額料金を支払う。事前に利用者から相談を受け、当社がこれを承諾した場合は、この期日に限らない。
3. 前項以外に、クレジットカード決済もしくは銀行口座より自動引き落としにて支払う方法も選択できるものとする。その場合は、当月末日までの本サービス利用料金を、翌月のクレジットカード決済もしくは銀行口座自動引き落としとする。
4. 年払いを利用される場合も前項2項3項と同様の手続きを踏むものとし、一括して当社に支払うものとする。
5. 第5条3項により減算した場合は、翌月の請求金額から減額するものとする。
6. 従業員等がQRコードに基づいて本商品の決済を利用する場合は、一律5%の手数料を差し引いた金額を当社は利用者へ支払うものとする。

第8条(利用者の誓約)

1. 本条に別に定める他、利用者は、以下に定める各号を誓約する。
 - ① 利用者は、本商品がその性質上傷みが生じやすいものであることを認識し、本商品を消費するにあたり、その状態が食事に適切であるか否かについて、自身で判断することに努め、適切ではないものについては消費せず廃棄しなければならない。
 - ② 利用者は、本決済箱を善良なる管理者の注意を持って管理することに努め、本契約に定める用途以外には用いてはならない。
 - ③ 利用者は、本商品を消費する場合は、第5条1項に定める配送後、消費期限・賞味期限内に消費するものとする。
2. 利用者は、前項各号に定める誓約を従業員等にも遵守するよう務めるものとし、従業員等による同誓約事項の違反は、当社は何ら責任を負わないものとする。
3. 利用者は、当社が本サービスの普及・拡大のために、営業資料等において導入の実績を紹介する可能性があることを了承するものとする。また、メディアなどからの取材及び弊社が運営するメディアからの取材については、取材の承諾を前向きに検討するものとする。

第9条(当社による立入り)

本契約のその他の規定にかかわらず、当社従業員又は当社の指定する者は、商品棚や決済箱の状態を確認するため、又は本契約の履行に必要な範囲内で、本配送場所がある利用者の事務所等の敷地内に入り、必要な

作業をすることができる。ただし、以下の各号を遵守するものとする。

- ① 利用者の指定した空間的範囲を超えて利用者の施設を利用しないこと
- ② 利用者の施設内の一切の資産、物品(備品、技術書などを含むがこれに限らない)を無断で持ち出したりむやみに触れたりしないこと
- ③ 利用者の施設に立ち入った際に知りえた一切の情報を第三者に知得させ、又は知得することができる状態に置かないこと

第 10 条(責任の制限・通知等)

1. 本サービスの利用者が傷み等の瑕疵が見られた商品を利用した者には、同程度の価値の本商品の交換にて対応するものとする。
2. 従業員等その他第三者が、利用者又は当社に対して、本商品又は本サービスについてクレームその他の損害賠償請求をした場合、当社は問題解決に向け利用者に対し協力するものとする。利用者が当該クレーム等を受けた場合には、利用者は速やかに当社へ通知するものとする。
3. 利用者は、少なくとも、本設置条件に従わないで設置された商品棚や本決済箱に起因した損害、利用者の帰責事由に基づく故障等が生じている場合において、利用者又は従業員等が本商品を消費したことによる損害(食中毒等の症状を含むがこれに限らない)、又は利用者が本規約を違反したことによる損害について、当社は問題解決に向け利用者と協力するが、当社に故意又は過失がない限り、当社は責任を負わないものとする。
4. 当社はサービスの提供が終了した後は、当社に故意過失が無い限り一切の品質管理の責任を負わない。

第 11 条(本契約・有効期間)

1. 本契約の有効期間は、契約月から 1 年間とする。ただし、契約期間満了月の 2 か月前までに利用者から解約の意思表示がない場合は、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。
2. 上位プランへの変更は前月 20 日までの申し出により、翌月より変更可能とする。
3. 下位プランへの変更は前月 20 日までの申し出により、翌月より変更可能とする。但し、現プランを一度解約し、新たなプランにて 1 年間の本契約を取り交わすものとする。その際の解約は、第 13 条は適用されないものとする。
4. カテゴリの異なるプランに変更する場合は、二ヶ月前に申し出ることとする。
5. 契約満了後、利用者は本集金箱を当社に変換し、余った商品在庫は当社に品質責任は生じず、利用者が適切に処分することとする。

第 12 条(中途解約)

1. 利用者又は当社は、毎月末までに相手方当事者に対して事前通知をすることにより、翌月末をもって本契約を解約することができる。ただし、利用者は二ヶ月間の月額利用料を違約金として当社に支払うものとする。
2. 当社は、速やかに請求書を利用者に送付するものとし、利用者は、請求書に記載された期日までにこれを支払うものとする。
3. 当社が提供した本集金箱は利用者の費用負担にて当社へ返還し、余った商品在庫は当社に品質責任は生じず、利用者が適切に処分することとする。

第 13 条(解除)

1. 本利用規約のその他の条項にかかわらず、当社又は利用者は、相手方当事者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前通知した上で、本契約を解除することができる。契約解除においては決済箱の返却にかかる費用は、当社が別途指定する方法により利用者が支払うものとする。但し、当社が以下の各号のいずれかに該当する場合には契約解除においてかかる費用の一切の負担を利用者は負わないものとする。
 - ① 当社又は、利用者が本サービス利用申込書に記載した情報に虚偽があることが判明した場合
 - ② 第 8 条に定める誓約に違反した場合
 - ③ 第 16 条(反社会的勢力の排除)の規定に違反した場合
 - ④ 本サービス利用料金の支払いを 2 回以上遅滞又は履行しなかった場合
 - ⑤ 破産手続、特別清算手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立があった場合、又はそのおそれがあると合理的に疑われる場合
 - ⑥ 重要な財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、差押えの命令又は通知が發送されたとき
 - ⑦ 解散の決議があった場合、又は決議によらずして解散した場合

- ⑧ 上記各号に定める義務の他、一方当事者が、本利用規約のいずれかの条項に違反し、相手方当事者がその是正を書面にて要求したにもかかわらず、30 日以内に是正されない場合
 - ⑨ その他、本契約を継続することが適当ではないと判断した場合
2. 前項の定めに従って、本契約が解除された場合、利用者は全ての期限の利益を喪失し、その時点において発生している本サービス利用料金(請求書発行の有無を問わない。)を、直ちに全額支払わなければならない。

第 14 条(権利義務の譲渡禁止)

利用者又は当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位の全部もしくは一部を第三者に譲渡すること、これらの契約から生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡することもしくは担保に供すること、又は本契約に基づく義務を第三者に引受けさせることはできない。

第 15 条(個人情報の管理)

当社が入手する個人情報の取扱いについては、別紙に定める「個人情報取扱細則」に従う。

第 16 条(反社会的勢力の排除)

利用者又は当社は、双方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第 17 条(本利用規約の変更)

当社は、利用者に対して事前に通知することにより、本規約を変更することができるものとし、利用者は同変更に従うものとする。

第 18 条(存続条項)

本契約が終了した場合であっても(終了の事由は問わない)、第 8 条 3 項、第 10 条 3 項及び 4 項、第 11 条 5 項、第 12 条、第 13 条 2 項、第 15 条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第 19 条(準拠法・管轄)

1. 本利用規約及び本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本利用規約及び本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 20 条(誠実協議)

本利用規約に定めのない事項または疑義が生じた事項について、誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

以上

終改訂日 2018 年 11 月 20 日